

## 監 査 報 告 書

平成29年5月26日

公益財団法人 日本漢字能力検定協会

代表理事 久保 浩史 様

監事

石川 良一 

監事

堀村 不器雄 

公益財団法人日本漢字能力検定協会（以下「協会」という。）の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの公益財団法人第4期事業年度の会計及び業務執行の状況について監査を実施した結果、以下のとおり報告する。

## 1. 監査の方法の概要

監査にあたり、理事から業務の報告を聴取し、監事監査補助者、内部統制室と連携をとり、関係書類の閲覧など必要と認められる方法で実施するとともに、外部監査人の清友監査法人（任意監査委託先）より会計監査の計画、方法、並びに監査結果の報告を求め、第4期事業年度事業報告書及び財務諸表に検討を加えた。

また、年間を通じて開催された理事会、評議員会、経営会議に出席、その審議内容につき検討を加え、確認している。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告書の監査結果

- 一 事業報告書は、法令に従い、協会の状況を正しく示しているものと認める。
- 二 理事の職務の執行における不正な行為及び法令、定款並びに諸規程に違反する重大な事実はいずれも認められない。
- 三 その他

(株)オーク他に対する損害賠償請求については、平成29年1月12日付で京都地方裁判所により、協会の主張がほぼ全面的に認められた判決が下されているが、控訴審に係属しているため、引き続き司法の場での解決を図る。

また、平成27年11月19日付で元副理事長である大久保浩氏より新たに提起された訴訟についても、引き続き司法の場で適切に対応されるものと思料する。なお、本部事務所移転については平成28年5月6日に、漢字博物館・図書館の開館については同年6月29日に、それぞれ計画通り適正に行われている。

(2) 財務諸表等の監査結果

第4期事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表を含む。）、その附属明細書、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表に対する注記並びに財産目録は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠し、かつ公益認定関係書類と整合して作成されており、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



以上

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 25 日

公益財団法人 日本漢字能力検定協会  
理事会 御中

清友監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員和田 司 指定社員 公認会計士  
業務執行社員中村 佳央 

## &lt;財務諸表監査&gt;

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に準じて、公益財団法人日本漢字能力検定協会の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第4期事業年度の貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドラインI－5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

## 財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制

の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <財産目録に対する意見>

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に準じて、公益財団法人日本漢字能力検定協会の平成29年3月31日現在の第4期事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

#### 財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

#### 財産目録に対する監査意見

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

#### 利害関係

公益財団法人日本漢字能力検定協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上